

## ○取調べ状況の記録等に関する訓令

(平成15年11月5日法務省刑刑訓第117号)  
検事総長，検事長，検事正あて

改正 平成20年5月1日法務省刑刑訓34号

第1条 検察官又は検察事務官（以下「検察官等」という。）は、逮捕又は勾留されている者（少年法（昭和23年法律第168号）第43条第1項の規定による請求に基づく同法第17条第1項第2号の措置により身柄を拘束されている者を含む。）を取調べ室又はこれに準ずる場所において被疑者又は被告人（以下「被疑者等」という。）として取り調べた場合は、当該取調べを行った日ごとに、取調べ状況等報告書（別紙様式）を作成しなければならない。

2 検察官は、当該取調べに立ち会った検察事務官に前項の取調べ状況等報告書を作成させることができる。

第2条 検察官等は、前条の規定により取調べ状況等報告書を作成したときは、被疑者等にその記載内容を確認させ、これに署名指印することを求めるものとする。ただし、被疑者等が拒絶した場合は、この限りでない。

附 則（平成15年11月5日法務省刑刑訓第117号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月1日法務省刑刑訓第34号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

# 取 調 べ 状 況 等 報 告 書

年 月 日

検 察 庁

殿

検 察 庁

(官職氏名)

印

取調べ状況等について、次のとおり、記録を作成したので報告します。

取 調 べ 状 況 等 に 関 する 記 録			
取調べ年月日	年 月 日		
取調べ担当者 氏 名			
通 訳 人	有・無	通訳を行った言語	
取 調 べ 場 所			
取 調 べ 時 間	： ～	： ～	： ～
	： ～	： ～	： ～
	： ～	： ～	： ～
	： ～	： ～	： ～
被疑者・被告人 氏 名	( 年 月 日生)		
逮捕・勾留罪名			
逮捕・勾留事実に係る 被疑者供述調書等作成の事実	有・無	通	
そ の 他 の 被疑者供述調書等作成の事実	有・無	通	
そ の 他 参 考 事 項			

(注) 事例に応じ、不要の文字を削り、又は該当文字を○で囲むこと。